

# 秘密保持契約書

〇〇〇特許事務所（以下「甲」という）と有限会社トータス（以下「乙」という）とは、甲が乙へ図面作成業務を依頼するに際し、乙に開示する一切の情報等の取扱いについて、以下のとおりの秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（秘密情報）

本契約における秘密情報とは、甲が乙に対し書面又は口頭その他方法の如何を問わず開示・提供する法律上、技術上及び営業上の情報、本契約の存在・内容その他一切の情報という。但し、下記のものには秘密情報に含まれない。

- ① 甲から開示・提供された際、秘密保持義務を負うことなく既に保有していた情報
- ② 秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から入手したことを立証できる情報
- ③ 甲から開示・提供を受けた情報に関係なく、独自に収集したことを立証できる情報
- ④ 甲から開示・提供を受けた際、既に公知であった情報
- ⑤ 甲から開示・提供を受けた後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったことを立証できる情報
- ⑥ 法令による開示が義務付けられた情報（但し、この場合、乙は事前に甲に通知し、開示につき可能な限り甲の指示に従うものとする）

## 第2条（秘密情報の取扱い）

乙は、秘密情報及び秘密情報を含む媒体の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- ① 甲から開示・提供された秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって、厳重に保管・管理する。事前に甲の書面による承諾がある場合を除き、秘密情報を第三者に開示・漏洩しないものとする。第三者に開示する場合には、乙は、当該第三者との間で本契約書と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとし、秘密保持について継続的に当該第三者を監視するものとする。
- ② 秘密情報は、甲が乙に対して依頼した案件の図面作成の目的以外に使用しないものとする。
- ③ 複製する場合には、必要最低限とし、その複製物は原本と同様の保管・管理をする。

### 第3条（返還義務）

甲が秘密情報の返還・破棄を希望した場合または本契約が終了した場合には、乙は、一切の秘密情報（複写・複製物を含む）を、甲の指示に従い、直ちに返還または破棄するものとする。

### 第4条（損害賠償等）

乙（乙の役員・従業員を含む）または第2条第1号で定める第三者が甲の秘密情報を開示するなど本契約の条項に違反した場合、甲は被った損害の賠償を乙に請求することができる。

### 第5条（有効期限）

本契約の有効期限は、本契約の締結日から起算し、満10年間とする。期間満了後の6カ月前までに甲乙のいずれからも相手方に対する通知がなければ、本契約は同一条件でさらに10年間継続するものとし、以後も同様とする。

### 第6条（解約）

前条にかかわらず、甲はいつでも本契約を解約することができる。

### 第7条（協議事項）

甲および乙は、本契約に定めのない事項、または本契約について疑義を生じた場合については、協議の上解決する。

### 第8条（管轄）

本契約に関する紛争については、甲が訴える場合には〇〇地方裁判所を、乙が訴える場合には〇〇地方裁判所をそれぞれ第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、両者署名又は記名捺印の上各自1通を保有する。

〇〇〇〇年〇月〇〇日

(甲) 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇〇特許事務所

弁理士 〇〇 〇〇

(乙) 東京都港区西新橋1丁目24番16号平和ビル5F

有限会社トータス

代表取締役 坂口 八郎